

薬学部学生・教員FD検討会会則

平成15年11月

教授会決定

(名称)

- 1 本検討会は、薬学部学生・教員FD検討会（以下「検討会」という。）という。

(目的)

- 2 検討会は、薬学部FD委員会（以下「FD委員会」という。）の指導により、学生・教員双方の協力のもと、教育全般に関する企画・提言を行い、薬学部の教育の改善を推進することを目的とする。

(組織)

- 3 委員会は、次に掲げる委員で組織する。
 - 一 各学科ごとに推薦された学生委員 若干名
 - 二 FD委員会委員 1名

(委員長)

- 4 委員会に委員長を置く。
 - 一 委員長は、第3項第2号委員をもって充てる。
 - 二 委員長は、検討会を招集し、その議長となる。

(活動内容)

- 5 検討会は、次の各号に掲げる事項について活動を行う。
 - 一 FD委員会への教育に関する企画・提案の協議
 - 二 FD委員会から要請された教育に関する活動の実践
 - 三 その他FDに関すること。

(運営)

- 6 この会則に定めるもののほか、本検討会の運営に関し必要な事項は別に定める。

(会則の改廃)

- 7 この会則の改廃は、FD委員会及び教授会の議を経て行う。

(庶務)

- 8 検討会の庶務は、教務学生係において処理する。

附 則

この会則は、平成１５年１１月１日から施行する。

この会則は、平成２０年４月１日から施行する。